

# 包括外部監査結果にかかる措置状況報告書

(平成24年3月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第7号

平成24年3月21日

東大阪市監査委員 岩崎久市

同 中西昇

同 岡修一郎

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成21年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況

### 1. 監査の種類

包括外部監査

### 2. 監査の対象

平成21年度監査テーマ

「水道事業および下水道事業に係る財務事務の執行について」

### 3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(7)-①
回答所属	上下水道局
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①滞納未収金発生原因の分析(意見)

滞納未収金の収納は、滞納者の状況を正しく把握することから始めることになる。滞納未収金の発生原因は利用者の死亡、転居、支払不能、支払拒否といった原因があるが、大きく「支払資力があるのに払わない者」と「支払資力がなく払えない者」の2つに分類され、前者と後者で滞納金額の納付に結び付ける手段や事務作業量等が異なってくると考えられる。

給水停止の手続きにより未収金の発生防止を行っており、また、大口の滞納者を優先して督促を行うといった対応は行っているものの、各年度30,000件240百万円を超える未収が発生している中で、滞納未収金の発生原因を分析することが、今後の収納事務に係る人員数、人員配置、督促事務として重点的に実施する対策等を検討する上で必要であると考ええる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

滞納未収金発生原因の分析については、臨戸訪問等により滞納情報の集積を行い対処しています。

今後の重点施策の実施にあたり、所在・財産の調査を充実させるとともに、「支払資力」「支払意思」「所在」などの情報から本質的な発生原因となる事由を「故意不払」「不注意による滞納」「生活困窮」「所在不明」等に分類することで、それぞれの性質に応じた対策ならびに関連する法令等との整合性をはかりながら業務の効率化に努めます。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(7)-②
回答所属	上下水道局
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②不納欠損処理後の債権管理(意見)

現在、上下水道局では水道料金について納期限より5年を経過したものについて不納欠損処理を行っており、5年経過後の水道料金の債権については、簿外管理により回収可能な水道料金を徴収している。

しかし、滞納金管理は、回収可能性のある債権については帳簿上で行っていくべきであり、納期限より5年経過したことで一律に不納欠損とせず、回収努力を行うべきものは不納欠損処理を行わずに滞納金収納努力を続けていく必要があると考える。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

不納欠損処理後の債権管理については、関連する法令等との整合性を図りながら、引続き適正な債権管理に努めて参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(7)-③
回答所属	上下水道局
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ③収納対策の進行管理(意見)

収納状況として、翌年度不納欠損処理を迎える滞納5年目の未収金の1年間の収納額が、当該未収入金が滞納4年目であった年度の1年間の収納額より多くなるという傾向が見受けられる。不納欠損処理が行われる5年後以外、滞納金回収には差し迫った締切日がないということも原因の1つにあると考えられるが、未収金は長期化したものほど回収が困難になる傾向にある。進行管理を適切に行っていくことによって、滞納発生後短い期間で積極的に収納していく対策をとるほうがより効果的であると考えられる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

収納対策の進行管理については、継続して、「滞納債権発生抑制」「早期の回収の強化」「債権の整理」「適切な管理」を重点的な取組みとして業務の適正化を行うべく、関連する法令等との整合性を図りながら、引続き適正な債権管理に努めて参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(7)-④
回答所属	上下水道局
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ④減免制度変更による影響(意見)

減免制度については、低所得者に対する負担の軽減を図るため、市の施策として昭和56年度から実施しているが、生活保護費の中で算定される光熱水費と重複しているため、平成20年度から生活保護世帯への減免が廃止された。

そのことにより、生活保護世帯の負担は小額ではあるが増え、支払いが困難になる世帯があると考えられ滞納となることも予想される。その時には生活実態を考慮し、現在実施している納付相談を十分行い、分納等、より支払い易くなるよう今後においても柔軟な対応が必要であるとする。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

引続き納付相談を十分に行い、支払いが困難な場合は分納等により支払いやすい措置を検討するなどし低所得者の負担軽減に向け柔軟に対応して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-①
回答所属	上下水道局
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①水道資料館設計委託料(結果)

当該建設仮勘定20,000千円は、平成3年度から平成5年度にかけて現在の菱屋西配水場(当時の菱屋西浄水場)の1号配水池を更新のため築造工事した際に、あわせてその配水池上に水道資料館を新設する計画が予定されており、既に計画の実現の目処が立っていないにもかかわらず、その時の設計委託料がいまだに建設仮勘定として計上されているものである。このような計画が立ち上がった経緯としては、隣接する大阪市で水道資料館開設の計画があり(現在の大阪市水道局水道記念館(平成7年竣工))、当時の東大阪市でも同様のものを建設しようとしていたのではないかと考えられる。現在でも菱屋西配水場の1号配水池にはその建物の基礎土台として用いられるはずであったコンクリート製の礎を確認することができるため、当該建設計画は一定程度まで進捗していたものと推測されるが、いまだに建設に至っていない。

このように18年もの長期にわたって建設仮勘定に計上され続けていることから、計画の実現可能性について検討するため当時の資料を要求した。しかしながら、当該計画の策定の経緯、総工費や予定規模、事業概要、中止に至った経緯など、水道資料館に関する資料は一切残されていなかった。以上により、水道資料館の建設可能性はないと判断されるため、当該建設仮勘定20,000千円については早急に特別損失として費用処理すべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

水道資料館設計委託料につきましては、平成22年度に、財務処理を実施いたしました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-②
回答所属	上下水道局
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②統合庁舎基本設計費(結果)

当該建設仮勘定5,720千円は、上下水道局統合庁舎の建設計画の中止に伴う契約破棄による損失を、建設仮勘定として計上していたものである。

経緯についてはⅢ. 上下水道局の統合にかかる総括的意見(1)上下水道局の同一庁舎への集約(意見)で説明するが、平成17年に上下水道局が発足した当時、新たに総工費23億8,240万円を投入して上下水道局統合庁舎を建設し、上下水道局を集約させる「東大阪市上下水道局統合庁舎基本構想」が策定され、そのための基本設計費用が予算化された。

平成18年、この上下水道統合庁舎基本構想は完全撤回されることとなり、これに伴って設計業務委託契約は破棄され、そのうち既に契約が履行済みであった5,720千円について返済されなかった。本来であれば、この時点で同額を契約破棄による特別損失として会計処理すべきであったが、それを建設仮勘定に計上していたものである。さらに、その後の平成19年2月には上下水道統合庁舎の建設予定地も民間に売却されており、その時点でも統合庁舎の建設可能性が明らかになくなったことが判断できたはずであるが、その際にも費用処理を行っていなかった。以上により、この統合庁舎基本設計費5,720千円を建設仮勘定に計上していることは不適切であり、早急に特別損失として費用処理すべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

統合庁舎基本設計費につきましては、平成22年度に、財務処理を実施いたしました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(2)
回答所属	上下水道局
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 水道管路情報システム(意見)

水道管路情報システムは平成20年度から平成23年度にかけて、総開発費約4億2千万円をかけて開発中のGIS(地理情報システム)を用いた管路管理のための業務支援システムである。このシステムの整備の目的は次のとおりである。

- ・情報の正確性・即時性を高め、アセットマネジメント(=社会資本を長期的視点に立って、効率的・効果的に管理運営するための体系化された実践活動)に用いる情報を提供する
- ・断水影響の迅速な把握や配水水圧・水質の推定などによりサービスを高度化する
- ・団塊世代職員が持つ高度な維持管理ノウハウを蓄積し、情報・技術を伝承する

(東大阪市上下水道長期基本計画より抜粋)

具体的には、給水原簿、配管網図、給水戸番図、仕切弁台帳、完工図、工事日報といったさまざまな書類によってそれぞれ別々に管理されていた情報を電子化し、かつ配管データの縮尺を拡大して施設データと関連付けて整備することにより、GISが有している機能を活用することで管路の一元管理を可能とするものである。このシステムの稼動により見込まれる事業効果としては主に次のとおりである。

- ・即時のデータの更新が可能であり、検索・抽出・集計・統計・調査が容易となる
- ・最新の管路情報が把握でき、図面作成及び図面管理が正確かつ迅速となる
- ・水道事業以外(ガス・電気・下水道など)の工事情報を把握し情報伝達を改善する
- ・断水による影響の即時判断などが可能となる
- ・窓口業務を効率化させ市民サービスを向上させる
- ・将来的に予定されている配水地域のブロック管理を容易にする

当該システムはシステム管理室を水道庁舎内に新設し、そのシステム管理については業者に委託して行うものであって、かつて平成11年度に財政的な理由により一旦整備を中断したものを平成20年度から再整備しているものである。稼動後に見込まれる維持管理費用については、業務委託方法にもよるが、年間あたりおよそ280万円程度が見込まれている。

なお、下水道事業においてもGISを用いたシステムの開発を予定していることから、今後、水道事業と下水道事業の地図情報を共有したソフト機能維持にかかる業務の統一化を図るといった効率的な維持管理を検討するとともに、当該システムの導入目的であるアセットマネジメントを実現することによって高額なシステムを構築したことに見合うだけの経営改善効果や、市民サービスの向上をどのように図っていくのかについても検討する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(一部措置済み)】

水道管路情報システムでは、下水道管理システムの背景図を使用することで共有化と地図更新等にかかるコスト縮減を図っています。

平成23年度末にはシステム構築完了に伴い、市内全域の管路情報(配水場からメーター・蛇口までの配水管情報・給水情報)のデータベース化が完了します。

これにより、効率的・効果的な管路更新を実現するアセットマネジメントの基礎資料とする事が可能になります。

また、各所属のGIS端末で情報を共有する事で迅速な市民対応等の幅広い業務に活用することが出来るようになります。

今後、システム導入効果の拡大を目指して、情報精度の向上を図ると共に、維持管理費用の縮減に取り組む必要があります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(3)
回答所属	上下水道局
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (3) 遊休土地(意見)

水道事業が所有する土地について土地台帳を通査したところ、若江東町資材置き場用地(1,956㎡)が遊休地となっていることが確認された。

若江東町資材置き場用地1,956㎡は、平成3年度に679,572千円で資材置き場用地として取得されたものであり、取得後平成16年7月までは資材置き場として使用されていたものの、現在では遊休地となって東大阪市少年硬式野球協会の硬式野球練習場に用いられているものである。

若江東町資材置き場は、水道事業が所有している複数の資材置き場用地が昭和61年から平成4年にかけて相次いで警察署、消防署、図書館などの公の施設の建設用地として売却されたため、それらに代わる資材置き場用地として平成4年に土地開発公社を通じて教育委員会より取得したものである。取得後、平成16年7月までは当初の目的どおり資材置き場として使用されていたが、その後、水走配水場用地の一部が更地となり、そこがより資材置き場として適していたために、若江東町資材置き場用地を資材置き場の用に供する必要性がなくなり、硬式野球練習場に転用したものである。なお、このように転用方法を野球場のグラウンドとしているのは、いつでももとの資材置き場として利用できる状態にしておくためであり、また、震災時の緊急非難場所を確保しておくという趣旨もある。

このような遊休となっている資材置き場は若江東町資材置き場以外にも玉串資材置き場1,020㎡が存在するが、これについては平成22年2月に売却済みである。

しかしながら若江東町資材置き場については、水道事業としては将来に備え現状を維持する方針ではあるが、今後より有効な活用方法の検討を行うべきである。

なお、地方公営企業の会計制度について検討している総務省の地方公営企業会計制度等研究会が平成21年12月に公表した報告書(案)によれば、基本的な方針として新たに減損会計を導入することとしている。

減損会計とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

仮に減損会計が適用されることとなった場合、若江東町資材置き場は回収可能価額(正味売却価額もしくは割引後将来キャッシュ・フローのいずれか高い金額)まで帳簿価額を減額しなければならない可能性がある点に留意する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

若江東町資材置き場用地は、本市唯一の臨時撤去管置き場及び新規資材置き場です。資材置き場として形状は更地が必須のため、活用方法は制約される為、土地活用の有効利用方法を現在調査中であり、今後活用方法を検討して参ります。また、減損会計の適用につきましては、法令改正に伴い帳簿価額を減額しなければならないことは認識しておりますので、法令等に従い対応して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(4)
回答所属	上下水道局
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (4) 取替法の処理の一部適用誤り(結果)

地方公営企業法施行規則第2条第5号に、取替資産の定義として「一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産で毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。」と定められており、水道事業においては各需要者の建物または宅地に取り付けられる計量機器すなわち水道メーターが取替資産に該当する。

そして固定資産の取替法については、同規則第2条第8号に「当該固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたためこれに代えて種類及び品質を同じくするこれに代る新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産の取得の価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。」と規定しており、計量機器を個々に整理するのではなく、総体的機能を維持するものとみなして一括整理することとしている。

そこで水道メーターについて固定資産台帳を通査したところ、減価償却相当として帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法により算出した額を各事業年度の費用とすべきところを、誤って1件1,200個相当のメーター(取得原価:11,772千円)について全額費用処理していた。これはシステム整備時の誤処理が原因であったが、今後発見及び防止のためのチェック体制の整備が必要である。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

取替法の処理の一部適用誤りについては、平成21年度末で修正を行いました。今後、システムの誤処理が発生しないよう固定資産一覧表等で定期的にチェックできるような体制整備を行ないました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(1)-③
回答所属	上下水道局
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

③水道事業会計における退職給与引当金(意見)  
水道事業会計における引当金の計上基準は以下のとおりである。  
引当金繰入額は、予算額から実際の退職給与支払額を差し引いたものであり、取崩額は、普通退職者及び以前上下水道局に在職していた職員が他の部局へ異動して退職した場合の水道事業での在職期間における退職給与金負担分としている。  
本来、毎年度退職給与引当金として繰り入れるべき金額は、②退職給与引当金の計上基準等で記載したとおり、当事業年度の期末要支給額から前事業年度の期末要支給額を差し引いた金額とする必要がある。しかしながら、水道事業会計の退職給与引当金の繰入基準は、退職給与金の予算額から実際の支払額を差し引いた残額であり、会計的に合理的な基準ではない。  
本来のあるべき引当金計上基準である期末要支給額基準で計上した場合の平成20年度末の退職給与引当金は2,275百万円であり、1,236百万円の計上不足が生じている(下記参照)。  
今後は、期末要支給額基準によって退職給与引当金を計上する必要がある。

### ・措置状況内容

**【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】**  
退職給与引当金の計上については、法令改正に伴い平成26年度より期末要支給額を計上しなければならないことは認識しておりますので、法令等に従い期末要支給額になるよう段階的に引当金を計上していく計画です。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-②
回答所属	上下水道局
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②水道事業会計における修繕引当金(意見)

市の水道事業会計における修繕引当金の計上方針等は以下のとおりである。  
 修繕引当金の計上目的は将来の修繕工事の支出に備えるものであり、引当金繰入額は、予算額から実際の修繕費支払額を差し引いた金額、取崩額は実際の支払額が予算額を超えた金額である。  
 一方、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達によると、修繕引当金は、「地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものである」とされ、修繕引当金として繰り入れるべき金額は「前者にあつては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあつては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当である」とされている。  
 しかし、水道事業会計では、水道庁舎等の将来の修繕工事に備えるため、修繕引当金を計上しているが、繰入額は予算額から実際支払額を差し引いた差額としており、依命通達に従った処理ではない。また、会計的に本来あるべき修繕引当金の金額は、(1)退職給付引当金 ②退職給与引当金の計上基準に記載した企業会計原則における引当金の設定要件を満たす必要があるが、修繕工事金額の見積もりがなされていないため、(iv)金額の合理性についての要件を満たしていない。  
 したがって、水道事業会計においても、修繕工事の時期及び金額等を明確にした修繕計画に基づき、修繕引当金を計上する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(未措置)】

修繕引当金の計上については、本市では、費用の平準化を目的に資産の帳簿価格の一定割合の額を目処に積み立てているところです。今後も法令等に従い引当金を計上して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(3)
回答所属	上下水道局
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (3) 未払利息(結果)

水道事業会計は、発生主義に基づく期間損益計算が行われており、市債の支払利息についても、発生主義に基づいて未払利息を計上する必要がある。

また、東大阪市上下水道局会計規程第47条においても、経理課長は毎事業年度終了後速やかに決算手続として試算表を作成し、次に掲げる決算修正を行わなければならないとして、未払費用等の計上による修正記入が挙げられている。

しかし、水道事業会計において、未払利息を計上しておらず、現金主義によって支払利息を計上している。(平成20年度の支払利息計上額 498百万円 ①)

そこで、平成20年度における期首と期末の未払利息の金額を算定した結果、以下のとおりであった。

平成19年度期末における未払利息 22百万円 ②

平成20年度期末における未払利息 20百万円 ③

平成20年度の発生主義に基づいた場合の支払利息の金額は 496百万円(①+③-②)であり、平成20年度における経常利益、当年度純利益は、2百万円少なく計上されていることになる。

今後は発生主義に基づき未払利息を計上すべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

支払利息の金額については、毎年度ほぼ同額を計上しており、損益計算に大きな影響を与えるものではありません。「企業会計原則注解の重要性の原則」では、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。と解説されており、その適用例に未払費用等の重要性の乏しいものは、経過勘定科目として処理しないことができると明記されているため、このような処理をまいりました。他市の状況等を調査した結果、本市と同様の経理処理をしているところが多く、当面、現状の処理を継続してまいりますが、今後、発生主義に基づく未払利息の計上も検討いたします。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(4)
回答所属	上下水道局
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (4)借入資本金(意見)

借入資本金とは、①建設又は改良等の目的のため発行した企業債、②建設又は改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいう。この借入資本金は、民間の企業会計においては、社債又は長期借入金として固定負債に整理されるものであるが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで資本金として整理されている。地方公営企業の会計制度について検討している総務省の地方公営企業会計制度等研究会が平成21年12月に公表した報告書(案)においては、基本的な方針として借入資本金を負債に計上することとしているため、今後の会計基準の変更に留意する必要がある。

なお、平成21年度末の借入資本金は16,915百万円であり、当該変更を適用した場合には、負債が同額増加し、資本が同額減少することになる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

借入資本金の計上については、法令改正に伴い平成26年度より期末要支給額を計上しなければならないことは認識しておりますので、法令等に従い負債に計上して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)-②
回答所属	上下水道局
項目	水道料金

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 加入金制度のあり方(意見)

市では、昭和49年度に加入金制度を導入しているが、東京都のように加入金制度を導入していない都市もあり、大阪府下では大阪市が、50ミリメートルの口径以下は加入金を徴収していない。

そこで、以下において市の加入金制度の趣旨や算定根拠から現在の制度のあり方について検討することとする。

当初、市が加入金制度を導入したのは、拡張事業に要する多額の費用を料金原価に反映させると、高額な料金設定となり、新旧利用者の負担の公平性が図れないという理由であった。確かに、三市の合併後、水道施設の拡張事業は一貫して続けられてきたが、第3次拡張事業が平成9年度に完了した後、平成10年度からは整備事業に移行している。しかし、整備事業へ移行した際に加入金制度の廃止の検討は行われず現在に至っている。

また、(1) 制度の概要④加入金の算定根拠を見ると、昭和62年度から平成5年度までの拡張事業で起債した市債の平成6年度から平成9年度までの支払利息を平成6年度から平成9年度までの新規利用者に負担させる計算となっているが、当該支払利息のみを算定根拠としており、合理的な原価計算とは言えない。

それにもかかわらず、現在に至るまで新規利用者に加入金を負担させているのは、新旧利用者間の公平性を図るためである。

このことから、拡張事業が完了した現時点においては加入金制度の合理的な根拠が乏しいことから、加入金制度のあり方を再検討すべきではないかと考える。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(見解の相違)】

加入金制度については、新規利用者が拡張事業に係る費用の一部を負担することにより、水道料金の高騰を避け、新旧利用者の負担の公平性を図るため導入したものでありますが、拡張事業が終了した現在においても、老朽管の布設替えや耐震化工事に多額の費用を要することから、負担の公平性および水道料金の値上げを抑制するために不可欠な収入であり、今後も加入金制度の継続が必要と考えています。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	5-(3)
回答所属	上下水道局
項目	水道料金

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (3) 将来の水道料金政策(意見)

平成13年に実施した前回の料金改定から長期間経過しており、経営環境も変わってきていることから、水道料金の改定を検討すべきである。ただし水道料金の改定は、ここ数年の有収水量の落ち込みや将来の水道管等の維持管理計画を鑑み、今後の利益計画を綿密に立てた上で行うべきである。

市では現行の料金水準や投資計画を元にいくつかのシナリオを想定し将来の財政シミュレーションを作成している。その結果の概要は次のとおりである。

シナリオ1: 現行の財政運営、シナリオ2: 現行料金での収支均衡を維持、シナリオ3: 妥当投資水準

シナリオ1は現行の投資水準を維持することを想定したものであり、シナリオ2は料金改定を行わずに実施できる投資水準を見極めるためのものであり、シナリオ3は積極的に更新・機能向上に関する事業実施を行った場合の料金水準を見極めるものである。なお、いずれのシナリオも水量は低位推計値を前提としている。このシミュレーション結果をまとめると、現行料金を維持するシナリオ2では、投資を抑えることが必要で、企業債残高は減少させることができるが、管路の老朽化が著しく進むことがわかる。シナリオ3では、積極的に管路の更新を実施するためには、大幅な料金改定が必要不可欠であることがわかる。この結果だけを見ると、現実的にはシナリオ1になる。

事業経営を行う上で、水道利用の安全、安心、安定を保つための一定の投資を行うことは必要であるが、一方で市民の負担を縮小するための企業努力も必要になる。財政状態の悪い会社であれば、収益増加、経費削減等の企業努力を行い、事業再生に向けた計画を立て、経営再建に向けた努力活動を行う。市の水道事業においても、収益の増加を図るために付帯事業の実施を行い、費用面については事業毎あるいは部署毎に効率的な活動を通じて費用削減努力をすることが重要である。

また、市の計画では、水の需要が減少し、給水収益も減少する前提となっており、施設や管路の更新を行うためには、料金の改定が不可欠であり、経営的な側面からは事業実施のためには職員の確保が必要という結果になっていた。

確かに現状の業務内容、業務量を維持するのであれば、職員の確保が必要であるかも知れない。しかしながら、上下水道局の統合が何のために行われたか、将来どうすべきかを考えると、例えば、下水道事業から水道事業へ職員を異動させたり、また、市民サービス窓口、経営企画部門、総務部門、契約部門の統合を図ることにより、より効率的な経営体制を構築することができ、水道料金の値上げを抑え適正な投資計画と適正な料金設定を実現できるのではないかと考える。水道事業の職員のうち50代が半数程度であり、今後職員の大量退職への対処が重要であることから、事業の効率化を最優先に考え、経営改革を図り、上下水道局統合の目的を果たす時期に来ているのではないかと考える。

さらに、有収水量の減少は水道事業にとって深刻な問題の一つである。市においても営業収入の落ち込みが顕著に表れてきており、営業収益の減少については、先に述べた料金逦増制の影響が大きき要因となっていることから、水の需要が大きく変化した現在の経営環境下においては、料金逦増度合いを緩める方向の料金政策を行い、水道収益確保のための施策が必要になっているのではないかと考える。

結論としては、水道ライフラインの安全性を維持しつつ、市民や利用者の負担を最小限におさえるために、上下水道局の実質的な統合を行い、コストを削減するよう企業努力を行うことを期待する。市民や利用者にとっては、将来の適正な投資計画のもと、料金逦増制の見直しを含めた適正な料金政策を行うことが第一に重要であり、事後的には経営成績を中心とした決算データ等を市民にわかりやすく公表し、適正な料金水準であることについての説明責任を継続的に果たしていくことが必要である。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況: 平成24年1月末(一部措置済み)】

平成22年4月から大阪府営水道(当時)の用水供給料金が10.1円/㎡引下げられ、本市水道料金を平成23年3月より平均5.69%値下げしました。その際の財政シミュレーションでは、平成28年度以降に料金改定を見込んでいます。将来の水道料金政策については、平成23年度に「水道料金制度検討チーム」を設置し、料金体系も含めた検討を行なっています。

上下水道統合については、新たな事務の発生もあり、さらに現行の分散庁舎のもとでは、ただちにコスト削減とはなりません。可能な限り効率化に向けて検討していきます。決算データについては、現在、上下水道局ホームページで公表していますが、引続き説明責任を果たすべく必要な情報を提供していきます。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	6-(2)-①
回答所属	上下水道局
項目	入札制度

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①落札率の高止まりと電子入札の採用(意見)

下水道部と比較して水道事業の建設工事における落札率は高止まりの傾向が伺える。平成18年度から平成20年度までの推移を比較すると以下のとおりとなる。

いずれの年度の入札種別においても、水道事業の落札率が下水道部を上回っており、また、水道事業の落札率そのものを見ても高い数値となっていると言わざるを得ない。

水道事業では予定価格が2億円未満の建設工事について、すべて指名競争入札によっている一方で、下水道部では予定価格が2億円未満の建設工事について、制限付き一般競争入札によることを原則としており、同価格が2千万円未満の工事についてのみ指名競争入札を採用している。このような入札方式の違いが入札参加業者数の違いとなり、入札参加業者数が多くより競争性の高い制限付き一般競争入札を原則とする下水道部において落札率が相対的に低くなっているものと考えられる。また、下水道部では制限付き一般競争入札に電子入札を採用していることも落札率が低水準にあることの一因と考えられる。

水道事業では、平成21年10月より電子入札が導入されており、あわせて水道管理設工事については予定価格1千万円以上、その他の建設工事については予定価格2千万円以上を対象に、入札方式が指名競争入札から制限付き一般競争入札に変更されている。

今後は、上記制度導入による効果を測定することが不可欠であり、当初意図した効果が得られない場合には、追加的な対策を講ずることが求められる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(措置済み)】

水道事業における建設工事落札率は、競争入札全体で、平成19年度は91.1%、平成20年度は94.2%でありましたが、平成21年度10月に電子入札制度導入以降、平成22年度は、競争入札全体で86.6%、制限付き一般競争入札(電子入札)で86.3%、指名競争入札で92.3%となり、当初意図した効果が得られたと考えます。

また、制限付き一般競争入札(電子入札)では、平成22年度対象案件24件中、最低制限価格での落札は23件であり、このことから効果も得られたと考えます。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	6-(2)-②
回答所属	上下水道局
項目	入札制度

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②入札参加資格審査業務の重複(意見)

入札参加資格審査は2年に1回行われ、審査結果に基づき希望業種ごとの格付が行われる。水道事業では、本庁調度課が行う市全体の入札参加資格審査及びその格付結果を利用せず、工事規模や種類が異なることを理由として独自に審査業務を行っている。

水道事業の発注工事の特殊性から独自の格付を行うことに異論はないが、資格審査に必要な書類及び格付に必要な基礎情報にも差異がないことから、本庁部局と水道事業で重複して審査受付業務を行うことは、事務の効率性及び入札参加希望者の利便性の観点からも改善の余地がある。

水道庁舎と本庁は地理的に離れており、また、会計システムも別個のものであるといった事務効率化を阻害する要因はあるものの、水道事業は格付に必要な情報を本庁部局から入手するなどして、効率的な事務の執行及び入札参加希望者の利便性向上を図る方策を検討する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

市庁舎との地理的条件や財務会計システムとの整合性等の諸条件について、今後も関係課と調整を図りながら改善が可能か検討して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	7-(2)-①
回答所属	上下水道局
項目	契約業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①随意契約の妥当性(結果)

平成20年度に締結した随意契約のうち、平成18年度又は平成19年度から継続して同一業務について同一業者が契約の相手先となっているものを抽出し、担当者への質問及び契約書類の閲覧により、契約手続及び随意契約理由の妥当性を検証した。

上記契約は、市の外郭団体である財団法人東大阪市公園協会に継続して単年度随意契約により発注されているものである。

随意契約理由として、植木手入れ等を専門に行っていることが明記されているが、市内には他に造園等を行う専門業者は多数あり、同協会に独占的に発注する理由はなく、地方公営企業法施行令及び市上下水道局契約規程が認める随意契約理由には当たらないと考えられる。競争性を確保する観点から、契約方法を競争入札による方法に改める必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

平成22年度より契約方法を競争入札による方法に変更いたしました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	7-(2)-②
回答所属	上下水道局
項目	契約業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②長期継続契約締結前の随意契約(結果)

平成20年度に締結した設計業務を除く業務委託契約のうち、平成18年度から同一業務について同一業者が契約の相手先となっているものを抽出し、担当者への質問及び契約書類の閲覧により、契約手続及び随意契約理由の妥当性を検証した。

上記業務委託については、本来であれば平成20年度に同年度より3ヶ年を契約期間とした指名競争入札による長期継続契約を締結すべきところ、上記業務委託が水道庁舎内における業務を前提としており、当時上下水道局新統合庁舎建設計画が持ち上がっていたことから、当該移転に伴う新規業務の発生や大幅な委託業務の改変が予想されたため、平成20年度にそれまでの委託業者と単年度の随意契約を行っている。平成20年度を単年度契約とする判断は妥当なものであるが、翌年度の業務内容の変更を前提として、これまでの実績・経験や信用及び施行体制並びに過去の業務が良好であったこと等を理由として同一業者と単年度の随意契約を締結することは、地方公営企業法施行令及び市上下水道局契約規程が規定する随意契約理由には該当しないものと考えられる。また、随意契約を行うことにより、前年度以前と比較して平成20年度の契約金額が同額もしくはほぼ同額となっていることから見ても、競争のない状況で契約金額が高値となっている可能性がある。競争入札及び「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年9月1日施行)」に従った長期継続契約の方法により適正な業務の執行が求められる。

なお、平成21年度において、いずれの業務委託においても指名競争入札による3ヶ年の長期継続契約が締結されており、平成20年度と比較して、単年度当たり上記1については約11%、上記2及び3については約30%契約金額が低下している。また、いずれの業務委託についても契約先が変更となっている。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

ご指摘の委託業務につきましては、平成20年度は、履行期間が1年という委託業務契約であり、業者からすれば雇用確保が非常に難しい状況であった。また、契約期間が単年度のため、入札することで逆に契約金額が割高となる恐れがあったため、随意契約による方法をとりましたが、翌年度には、本案件については指名競争入札を実施いたしました。また、現契約は平成23年度で委託期間が満了するため、現在、次期契約の為、指名競争入札の事務処理を行っております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	8-(2)
回答所属	上下水道局
項目	検針業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 検針業務委託(通常検針)の契約方法(意見)

市は、以前は外郭団体である財団法人にメーター検針業務を委託していたが、大阪府の指導により財団法人による受託が困難となったため、民間資本も入れてアクア社を設立し、同社に随意契約により委託してきた。市の説明によると同社に委託してきたのは、水道事業の運営については公共性と経済性を両立させる必要があるためとのことである。アクア社は、将来的には同社が他市等からも検針業務の委託を受けることを予定しているが、現時点において、同社の収入は市の検針業務による収益が全てである。なお、アクア社にはメーター検針業務以外に、水栓番号シールの貼付、未着水道料金等納入通知書に係る調査・投函及び広報誌の配布といった業務も委託している。

市がアクア社と随意契約を締結している根拠は、地方公営企業法施行令21条の14第1項2号(「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」)に該当するというものである。

そこで、アクア社へのメーター検針業務等の委託について、性質又は目的の観点から「競争入札に適しない」といえるかについて検討する。

社団法人日本水道協会が総務省の委託を受けて行った平成18年のアンケート調査(※)によると、同協会の会員(水道用水供給事業、上水道事業(一部簡易水道含む))がメーター検針業務を民間委託している割合は、一部実施も含めると96.9%となっている。こうした状況からするとメーター検針業務は、民間委託に適する業務といえ、公的部門が当該業務を行わないことから生じる利用者の個人情報保護の観点等、公共性確保の問題は、委託先に対する注意喚起を図ることで十分確保することが可能と考えられる。メーター検針業務の民間委託が広がっていることから、メーター検針業務にノウハウを有する事業者は現在においては多く存在しているところである。

このような状況を踏まえると、アクア社へのメーター検針業務の委託に関しては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは言い難いと思われる。

また、メーター検針業務以外の委託業務についても、競争入札に適しない程の公共的性質及び目的を有する業務であるとは考えられない。

アクア社との業務委託は、このような状況下で同社と随意契約締結を継続することが妥当かという観点から検討する必要がある。

アクア社への業務委託は平成18年からであり、現在まで検針単価の逡減に取り組んでいる点は経済性に寄与しているといえるが、メーター検針業務にノウハウを有する事業者が多く存在している点、民間事業者に委託しても公共性確保については特段の問題はないこと等を勘案すると、同社とのみ随意契約締結を継続する根拠と必要性は乏しいといわざるをえない。

今後は、アクア社の存続問題も含めて、同社にメーター検針業務等を随意契約で委託することの是非を検討していくべきである。

※ 平成18年3月に社団法人日本水道協会が総務省の委託を受けて取りまとめた「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」による。報告書は総務省ホームページに掲載。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

水道検針委託業務の契約方法については、競争性のある入札方法への変更を検討しています。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	9-(2)
回答所属	上下水道局
項目	受水及び分水契約

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 大阪市との継続的な分水契約の法的妥当性(結果)

市では従前から大阪市と分水契約を締結して一部の給水区域に関して分水を受けていた。しかし、市は平成19年度に水道法39条に基づく厚生労働省の監査を受け大阪市との分水契約については終了するように指摘を受けた。

これは、水道法上、分水が一時的な水道用水の供給であることが予定されており、水道用水の供給が一時的でなく継続する事業として実施される場合は水道用水供給事業としての認可が必要とされているところ、大阪市は水道用水供給事業者としての認可を受けていないためであった。

市が最初に国から分水問題の指摘を受けたのは平成15年度であったが、今般、再度の指摘があったため、平成22年3月に分水を解消することとしたものである。

分水解消が遅れたのは、大阪市の分水単価が府水より安いという事情があったとのことであるが、市の対応が遅れた点は否めない。

今後法令に違反するような事態が生じた場合には、速やかな対応が望まれる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(未措置)】

平成22年3月をもって大阪市との分水契約を廃止する予定でありましたが、今後、大阪広域水道企業団と大阪市の水道事業統合など不透明な点もあり、分水解消については当分の間見合わせることにし、一定の方向性が示されれば速やかに対応してまいります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(8)-①
回答所属	下水道部
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①未収受益者負担金の収納対策(意見)

平成20年度末における受益者負担金未収額24,178千円のうち20,418千円は平成16年度以前に発生している未収額であり、下水道部としては当該未収額の回収は困難であるとの見通しを持っている。近年、調定金額の減少とともに各年度の未収金額の発生が1,000千円程度と減少している中、過去の未収金額に対して毎年度17,000千円を超える不納欠損額を計上してきたことは、収納努力が欠けていたと言わざるをえない。

長期滞納者に対する訪問の強化等、未収受益者負担金に対するより一層の収納努力が必要であると考える。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

未収受益者負担金の収納につきましては、ご指摘を踏まえより一層の収納努力を実施し、収納率の改善を図りました。今後も滞納者の減少に努めてまいります。

#### <実績>

H20年度:滞納世帯数331件、H21年度:滞納世帯数190件、H22年度:滞納世帯数3件

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(8)-②
回答所属	下水道部
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②滞納未収金発生原因の分析(意見)

滞納未収金の収納は、滞納者の状況を正しく把握することから始めることになる。滞納未収金の発生原因は利用者の死亡、転居、支払不能、支払拒否といった原因があるが、大きく「支払資力があるのに払わない者」と「支払資力がなく払えない者」の2つに分類され、前者と後者で滞納金額の納付に結び付ける手段や事務作業量等が異なってくると考えられる。

給水停止の手続きにより未収金の発生防止を行っており、また、大口の滞納者を優先して督促を行うといった対応は行っているものの、各年度30,000件240百万円を超える未収が発生している中で、滞納未収金の発生原因を分析することが、今後の収納事務に係る人員数、人員配置、督促事務として重点的に実施する対策等を検討する上で必要であると考ええる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(一部措置済み)】

滞納未収金発生原因の分析については、臨戸訪問等により滞納情報の集積を行い対処してまいります。今後の重点施策の実施にあたり、所在・財産の調査を充実させるとともに、「支払資力」「支払意思」「所在」などの情報から本質的な発生原因となる事由を「故意不払」「生活困窮」「所在不明」等に分類することで、それぞれの性質に応じた対策ならびに関連する法令等との整合性をはかりながら業務の効率化に努めます。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(8)-③
回答所属	下水道部
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ③不納欠損処理後の債権管理(意見)

現在、上下水道局では水道料金について納期限より5年を経過したものについて不納欠損処理を行っており、5年経過後の水道料金の債権については、簿外管理により回収可能な水道料金を徴収している。

しかし、滞納金管理は、回収可能性のある債権については帳簿上で行っていくべきであり、納期限より5年経過したことで一律に不納欠損とせず、回収努力を行うべきものは不納欠損処理を行わずに滞納金収納努力を続けていく必要があると考える。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

不納欠損処理後の債権については、関連法令等との整合性を図りながら、引き続き適正な債権管理に努めて参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(8)-④
回答所属	下水道部
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ④収納対策の進行管理(意見)

収納状況として、翌年度不納欠損処理を迎える滞納5年目の未収金の1年間の収納額が、当該未収入金滞納4年目であった年度の1年間の収納額より多くなるという傾向が見受けられる。不納欠損処理が行われる5年後以外、滞納金回収には差し迫った締切日がないということも原因の一つにあると考えられるが、未収金は長期化したものほど回収が困難になる傾向にある。進行管理を適切に行っていくことによって、滞納発生後短い期間で積極的に収納していく対策をとるほうがより効果的であると考えます。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

収納対策の進行管理については、継続して、「滞納債権発生抑制」「早期の回収の強化」「債権の整理」「適切な管理」を重点的な取組として業務の適正化を行うべく、関連する法令等との整合性を図りながら、引き続き適正な債権管理に努めます。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(8)-⑤
回答所属	下水道部
項目	徴収事務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ⑤減免制度変更による影響(意見)

減免制度については、低所得者に対する負担の軽減を図るため、市の施策として昭和56年度から実施しているが、生活保護費の中で算定される光熱水費と重複しているため、平成20年度から生活保護世帯への減免が廃止された。

そのことにより、生活保護世帯の負担は小額ではあるが増え、支払いが困難になる世帯があると考えられ滞納となることも予想される。その時には生活実態を考慮し、現在実施している納付相談を十分に行い、分納等、より支払い易くなるよう今後においても柔軟な対応が必要であると考えます。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

引続き納付相談を十分に行い、支払が困難な場合は分納等により支払いやすい措置を検討するなど低所得者の負担軽減に向け柔軟に対応して参ります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-①
回答所属	下水道部
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①固定資産台帳への計上漏れ(結果)

土地台帳と固定資産台帳を突合した結果、土地台帳に金額が記載されていなかったために、下記の土地が固定資産台帳及び貸借対照表に計上されていないことが判明した。

##### ア) 高井田ポンプ場用地

当該土地は高井田ポンプ場用地として使用されており、土地台帳にも記載されていたが、土地台帳に金額の記載がなかったために固定資産台帳には計上されていなかった。

高井田ポンプ場は大阪市の放出処理区に属しており、東大阪市内の下水道事業認可区域面積の7.6%をカバーし、放出処理場に汚水を送水するとともに、雨水を平野川に放出する役目を負うポンプ場であって昭和41年から供用開始されている。

さらに、高井田ポンプ場は合流式下水道の課題とされる水質の改善にも取り組んでおり、合流式下水道改善事業の対象としてポンプ井のドライ化やスクリーン網の縮小化、さらに将来的には初期雨水を一時的に蓄積する貯留施設管を追加する予定であるなど、東大阪市の下水道事業の基幹施設のひとつである。

このように下水道事業に供されている重要な下水道施設でありながら、その土地が固定資産台帳への計上漏れにより簿外資産となっていたため、当該土地の取得原価についてさらに調査を依頼したところ土地売買時の契約書が発見され、その結果、昭和38年に取得し、取得面積3反、取得原価41,400千円であったことが判明した。

##### イ) 宝町処理場用地

当該土地は大阪府の宝町流域調節池と市の流域調節池を合築しており、土地台帳にも記載されていたが、土地台帳に金額の記載がなかったために固定資産台帳には計上されていなかった。

当該土地が固定資産台帳に計上漏れとなっており簿外資産となっていたため、当該土地の取得原価についてさらに調査を依頼したが土地売買時の契約書は発見されなかった。しかしながら、下水道部の過去の内部資料である過年度実績調書に当該土地の取得面積及び取得価額が記載されており、それによると昭和38年に取得し、取得面積9,141㎡、取得原価38,512千円であったことが判明したが、これ以上の資料は確認できなかった。

##### ウ) 中小阪資材置き場

当該土地は当初都市下水路のポンプ排水施設用地として取得されたものであるが、大阪府寝屋川南部流域下水道が都市計画決定を受けたことに伴い当該ポンプ建設計画が中止となり、現在は下水道工事時に発掘された埋蔵文化財の保管用地として使用されている。当該土地については、土地台帳にも記載されていたが、土地台帳に金額の記載がなかったために固定資産台帳には計上されていなかった。

当該土地が固定資産台帳に計上漏れとなっており簿外資産となっていたため、当該土地の取得原価についてさらに調査を依頼したが土地売買時の契約書は発見されなかった。しかしながら、下水道部の過去の内部資料である過年度実績調書に当該土地の取得面積及び取得価額が記載されており、それによると昭和40年に取得し、取得面積2,103.9㎡、取得原価14,903千円であったことが判明したが、これ以上の資料は確認できなかった。

##### エ) まとめ

上記ア)～ウ)の土地については、公営企業会計移行時の開始貸借対照表に漏れなく計上されるべきであったが、法適用時の土地に対する調査が十分ではなかった事実は否めない。今回取得原価を把握するにあたっては過年度実績調書を用いたが、これは管路資産の把握の際の補完資料としても用いられたものであって土地の評価額の把握資料としても有効であると考えられる。よって、当該土地については過年度実績調書の額をもとに、固定資産台帳に速やかに計上する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

過年度実績調書の額をもとに、平成21年度に固定資産台帳へ計上いたしました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-②
回答所属	下水道部
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②管理責任の明確化(結果)

土地台帳を閲覧したところ、「現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地」として位置づけられた土地が相当数記載されており、これらの土地については法適用の際に固定資産への計上基準を満たしていないことから、固定資産台帳に計上されていなかった。

これらの土地について詳細を確認したところ、ほとんどが里道などの法定外公共物もしくはそれに類するような、現況は道路として用いられているもの(以下、「道路等」という。)であって、下水道事業との関係性が認め難いものであった。

このような道路等がなぜ下水道部の土地台帳に記載されているのか確認したところ、道路等に下水道管を敷設して路面を復旧する際、法定の公用道路の定義(道幅4m以上)を満たしていない部分については関係部署が法定の公用道路として所管することができず、平成17年より以前は下水道部が建設局に所属していたこともあってやむを得ず工事を担当した下水道部がこれらの道路等を所管することとなったものである。

これらの道路等は、公営企業会計の適用開始時における土地の固定資産台帳への計上基準の「本庁へ移管が完了している土地、現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地について、台帳に計上しない。」に該当する土地として、固定資産台帳に計上していなかったが、その土地の管理にかかる事務経費や人件費については下水道事業会計から支出されている。

公営企業法第17条の2(経費の負担原則)では、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」については一般会計又は他の特別会計において負担することとなっている。そしてこれらの道路等の土地の管理費用は、上記の「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」に当たると考えられることから、このような下水道事業とは関係のない道路等を下水道事業が管理することは適切ではない。以上から、関係部署と協議を進め、早期に適切な移管を行う必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(未措置)】

下水道事業と関連性が、少ない資産につきましては、その適切な管理手法を現在、検討しているところです。また、当該指摘を頂いた点においては、関係部局と協議を進めて参りたいと考えております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-③
回答所属	下水道部
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ③不法占用地(結果)

土地台帳を閲覧したところ、「現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地」に該当するとして固定資産台帳には計上されていない土地の中に、下水道法第36条に基づいて国有地の市に対する無償譲与によって主に昭和50年代から昭和60年代にかけて取得したものに不法占有があり、西地区の土地160筆についてその件数を試算したところおよそ500件であった。

もともと水路敷や用悪水路は、国の管理下では法定外公共物として土地台帳は存在せず、地番や明確な所有権の境界線もなく、正確な地積も計測されていないものであった。それら水路敷や用悪水路を下水道法第36条に基づいて地方公共団体が譲与を受ける場合、地方公共団体ではこれらの法定外公共物を登記する必要が生じるが、その時点で不法占有の状態にあることが判明したものである。不法占有の現況については、かつて水路敷や用悪水路だった部分が、玄関の軒先やブロック塀や花壇等の住宅の敷地の一部、車庫等、工場の通用口の一部として利用されていたもの等であった。これらは譲与原因が下水道事業であったことから下水道部の管理物件となっている。しかしながらその土地の使用実態については下水道事業と関連するものではなく、既に移管について関係部署と協議を行っていることから、公営企業会計の一部適用開始時における土地の固定資産台帳への計上基準の「本庁へ移管が完了している土地、現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地について、台帳に計上しない。」に該当すると判断して、固定資産台帳に計上していなかった。地方分権一括法の制定に伴い、これら法定外公共物の管理はすべて市町村が行うこととなっているため、不法占用地についても市町村が対応しなければならない。これらの土地は下水道法に基づいて譲与されたものであるが、その不法占有の現況も勘案しつつ、関係部署と協力して適切に対処する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

現状把握、用地測量及び土地調査について、現在実施しているところです。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(1)-④
回答所属	下水道部
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ④不法占有に対する対応(意見)

不法占有となっている土地の現状把握及び不法占有者に対する対応をどのように行っているかを確認するため、「不法占有物件調査台帳」を閲覧するとともに、不法占有に対する対応についての稟議書を過去10数年分にさかのぼって閲覧した。

これらの不法占有に対しては、下水道部は現場写真の撮影や現地測量などを行い、また平成21年度から数年をかけて改めて最近の不法占有の現況調査を行うなど、その現況の把握に努めている。また、現況調査の結果を「不法占有物件調査台帳」として整備しており、この「不法占有物件調査台帳」に基づき、不法占有者に対して自主撤去を求める通知を行っている。

しかしながら、あくまで自主撤去であり、また、通知は「不法占有物件調査台帳」の整備終了時点で行うのみであった。過去からの継続的な不法占有に対して継続的な対応を行い、また、状況によっては通知より強力な手続きに踏み込むべきである。

公共用財産であっても、対応を放置しておいた場合には公用が廃止されたものとして土地を取得する権利が発生することもありえるため、不法占有については、その管理責任部署を明確にしたうえで、悪質な不法占有に対しては全庁体制をもって法的な対応も含めた適切な対応をとる必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

現状においても、不法占有に対応すべく、自主撤去を求める通知を行なうとともに、撤去を促進するため、調書を作成しているところです。また、悪質な不法占有に対する法的な措置については、全庁的な視点においての対応を検討し、関連部局との協力要請を行って参りたいと考えております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2-(2)
回答所属	下水道部
項目	固定資産

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 除却処理漏れ(結果)

平成20年度の管渠交換工事の除却処理の妥当性を検証するため、平成19年度の除却案件を抽出したところ、平成20年度公共下水道第11工区管きよ更生工事(契約金額19,857千円)について、旧資産31千円が除却されておらず、新たに敷設された資産と二重に計上されていたことが判明した。原因は除却の会計処理を失念していたものであり、除却については適切に処理する必要がある。なお、これについては平成21年度内に対応するとのことである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

H21年度に適切に会計処理を行ないました。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(1)-①
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①下水道事業における市債の充当率(意見)

下水道事業の市債残高は1,800億円を上回る水準であり、多額の返済資金が必要となっている。返済資金の見込みを確保しないまま、従来どおりの市債充当率による発行額を続けていっては長期にわたり持続可能な経営基盤の確立は不可能である。

市債の発行方針に記載したとおり、市は市債の充当率を元に下水道事業債を発行してきており、平成20年度に公営企業会計へ移行後も基本方針は変わっていない。

一方、資本費平準化債は、平成20年度の会計以降を契機に予算編成時に当該年度の必要資金額を勘案しながら発行しているとしながらも、完全には実施できていない。というのは、資本費平準化債は、発行額の50%を発行年度の事業費補正(元利償還金に対する措置額)の合計から控除し、控除した額に対しては後年度の事業費補正において措置するという交付税措置が設けられていることから、下水道事業会計のみで発行額を決定できず、財政課との協議の中で発行額を決めていくという事情があり、平成20年度は約9億円という発行額に抑えられている。

下水道事業会計は、雨水公費・汚水私費という原則の下、使用料を大きく上回る一般会計からの繰出金が必要な財源になっていることから、完全な独立採算制を前提にした資金計画を立てることは困難である。しかし、公営企業会計に移行したということは、従来以上に独立採算制の考え方が重視されるため、継続的かつ安定的な運営のために中長期的な資金計画を立てた上で、市債の発行額を決定することが必要不可欠である。

平成20年度において、従来の官公庁会計から企業会計へ移行したことにより、発生主義に基づく期間損益計算という観念が取り入れられた。そこでは、現金支出があってもそれがすべてその年度の費用とはならず、翌年度以降の収益に見合う部分が資産として繰り延べられることとなる。例えば、建設改良のように、その支出の効果が数年間にわたって持続するもの(固定資産)については、企業会計ではその年度の費用とはされず、翌年度以降に繰り延べられ、固定資産の耐用年数にわたり期間損益計算の費用(減価償却費)として計上される。

この減価償却費の計上により、固定資産の更新資金を蓄えておくこと(内部留保)が可能となることから、今後の固定資産の更新に当たっては、内部留保である自己財源の状況を勘案しながら市債の充当率を決定することが必要である。そして、市債の充当率の決定に当たっては、中長期的な事業計画に沿った資金計画の中で決めていくこととなるが、その際、将来の市債の発行予定額や使用料収入も見積もった上で、市債の将来負担を推計、つまり、返済資金をどのように確保し、何年で返済可能かという資金繰りを検討することが必要である。さらには、収入だけでなく、コスト削減による支出の抑制も資金計画において反映させた上で、長期的に持続可能な経営基盤の確立を目指す必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

資本費平準化債については、予算要求時において財政課と協議して発行額を決定しています。たとえ発行年度の交付税は減額になっても、後年度において交付税措置され、その雨水にかかる分については一般会計繰出金として計上され、下水道事業債の返済分に充当しています。

長期的に持続可能な経営基盤を確立するため、コスト削減や収入確保に努め、その結果生み出した利益は減債基金等へ積み立て、企業債の返済に充当し、負債の軽減に取り組んでおります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-③
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ③基準外繰出金の適正化(意見)

このように最近の年度では、基準額に対して実際の繰出金に不足額が生じているが、過去においては予算額の方が基準額より多いこともあり、赤字補填分として過大に一般会計より繰出しされていたこともあるため、これまでどの程度の過不足額が生じているかは不明である。

平成20年度に会計移行を行ったことにより、今後は長期的に持続可能な経営基盤を確立することが強く求められており、そのためには「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、適正な経費負担率により過不足のない一般会計繰出金を算定することが今まで以上に必要である。一般会計繰出金が適正に繰り出されることにより、使用料収入で賄うべき汚水経費が明確となり、適正な使用料の算定が可能となるのである。

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

雨水は公費・汚水は私費の原則及び独立採算の原則により、基準内・基準外ともに適正な繰入額を計上しています。

長期的に持続可能な経営基盤を確立するため、コスト削減や収入確保に努め、その結果生み出した利益は減債基金等へ積み立て、企業債の返済に充当し、負債の軽減に取り組んでおります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-④
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ④基準内繰出金の適正化(意見)

平成20年度については、基準内繰出金の「雨水処理に要する経費」の項目として雨水処理負担金(私道助成金)994百万円が新規に計上されているが、本来の雨水負担率である69.54%ではなく、76.48%で計算されていた。

私道助成とは、2軒以上の私道に面した世帯が共同して水洗化のために汚水を公共下水道に流すための排水設備の設置工事をした場合の工事費について助成するものである。

私道助成工事は、確かに雨水分も含まれているため、雨水処理に要する経費として計上すること自体は誤りとは言えない。しかし、従来から私道助成金制度は存在していたにもかかわらず、繰出金の算定において、雨水処理に要する経費として認識されていなかったものであり、平成20年度より以前から認識すべきであったと考えられる。

平成20年度の損益計算書における当年度純利益は158百万円であり、仮に私道助成金が一般会計繰出金として繰出されていなければ、当年度純損失は836百万円となって純損失が計上されることになる。

平成20年度から雨水処理に要する経費の項目として地方債元金から減価償却費へ変わっており、地方債元金は償還期間の約30年、減価償却費は耐用年数が約50年として計算されるため、その年間分を算出すると減価償却費の方が少なくなってしまう事実があり、従来の方法よりも一般会計繰出金が減少する。

こうしたことから、平成20年度において財源確保のために新規に雨水処理負担金が繰り出されたと考えられる。本来、基準内繰出金は適切な雨水負担比率で算定されるべきものであることから、公営企業会計となり独立採算制・経営基盤の強化が求められている中、今後、長期的安定的な経営に向けて適正利益を確保するために、収入の確保、費用の削減を徹底的に行う必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

雨水原価と汚水原価を適切に分類し、汚水経費につきましては、使用料収入の範囲でまかなっております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-⑤
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ⑤雨水資本費比率(意見)

市における下水道事業は、昭和24年から整備が推進されてきた結果、市の普及率は現在99%となったが、一方で市の財政状況は厳しさを増しており、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

そして、下水道事業会計は平成20年度に特別会計から公営企業会計へ移行し、より企業経営の独立採算制を確保する必要がある、また市も厳しい財政状況の中、租税である一般会計繰出金について本来負担すべき費用の範囲を明確にする必要がある。

一般会計繰出金は、「雨水公費・汚水私費」の考え方から、基本的には雨水処理に要する経費を負担しており、その負担割合(資本費)はおおよそ「雨水分70%、汚水分30%」として繰出金の計算が行われている。これは、総務省における昭和41年の下水道財政研究委員会第2次報告での負担割合の考え方と同じであり、国の地方財政措置に沿うものとなっている。ただし、平成18年の下水道財政研究委員会の報告において、合流式整備による下水道に関する負担割合(資本費)は「雨水分60%、汚水分40%」とされ、国の地方財政計画においては負担割合の変更がなされている。

市で現在採用している「雨水分70%、汚水分30%」の考え方は、市における合流式管渠を例えば分流式管渠として建設した場合(いわゆる身替り建設法)に雨水管と汚水管に要する資本費を計算した結果、試算結果においては雨水負担比率が70%をやや上回っていたものの、おおよそ「雨水分70%、汚水分30%」という経費負担率となることを根拠としている。

また、按分比率の適用方法として、身替り建設法による按分比率の算出方法では、合流式管渠を、替りに分流式管渠として建設した場合の雨水管と汚水管にかかる資本費の比率で按分比を算出している。現在はこの按分比率を、維持管理費や減価償却費にも一括して適用して、雨水及び汚水に按分し一般会計繰入金は約100億円であり、市の財政事情を無視することはできないが、現在の負担比率については適正な比率であるとは言い切れない。

下水道事業の経営基盤の強化のためには、例えば処理水量と有収水量の比率で按分するなど、より実態に即した負担比率を算定することが必要であり、雨水公費の原則及び独立採算の原則を踏まえ今後も引き続き合理的な比率を検討していく必要がある

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

雨水は公費負担・汚水は私費負担の原則及び独立採算の原則により、市の財政状況を考慮しながら、適正な繰入額を計上しています。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(3)-①
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (3)退職給与引当金

##### ①退職給与引当金の計上漏れ(結果)

下水道事業会計は、平成20年度の地方公営企業会計移行後も退職給与引当金は計上していない。退職給与引当金の意義、計上基準等については、水道事業会計において記載したとおりであり、退職給与引当金は期末要支給額の100%を計上する必要がある。

そして、東大阪市下水道事業会計規則第76条においても「下水道総務課長は毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない」としており、退職給与引当金の計上が掲げられている。

今後、期末要支給額基準により退職給与引当金を計上すべきである。

なお、本来なら平成20年度の開始貸借対照表に994,440千円計上すべきであった。そして、平成20年度の損益計算書においては退職給与引当金繰入額166,181千円を計上し、貸借対照表において退職給与引当金1,031,665千円とするべきであった。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

平成21年度より、計画的に退職給与引当金の計上を行っています。1年あたり130,000千円(5人程度分)の引当金を計上しています。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(3)-②
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②引当金の会計区分(意見)

現在は、退職時に下水道事業会計に所属している職員の退職金は、たとえ一般会計等他部局に所属していた期間があっても全額下水道事業会計が負担しており、逆に退職時に一般会計等の他部局に所属していた場合は一般会計等他部局が全額負担している。

しかし、公営企業会計に移行し、独立採算制が重視されることから、下水道事業会計が本来負担すべき退職金の額を明確にすることが必要であり、負担割合について基準を設定した上で退職給与引当金を計上するべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

平成26年度の会計基準の見直しに向けて、関係部局と一定の基準で整理しているところです。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(4)
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (4) 未払利息(結果)

平成20年度より地方公営企業会計へ移行したことにより、発生主義に基づく期間損益計算が行われており、市債の支払利息についても、発生主義に基づいて未払利息を計上する必要がある。  
 また、東大阪市下水道事業会計規則第76条においても、下水道総務課長は毎事業年度経過後速やかに振替伝票により未払費用等の経過勘定に関する決算整理を行わなければならないとしている。  
 しかし、下水道事業会計において、平成20年度は未払利息を計上しておらず、現金主義によって支払利息を計上している。(金額 5,382百万円 ①)  
 そこで、平成20年度における期首と期末の未払利息の金額を算定した結果、以下のとおりであった。  
 平成20年度期首における未払利息 153百万円 ②  
 平成20年度期末における未払利息 127百万円 ③  
 平成20年度の発生主義に基づいた場合の支払利息の金額は、5,357百万円(①+③-②)であり、平成20年度における経常利益、当年度純利益は、25百万円少なく計上されていることになる。  
 今後は発生主義に基づき未払利息を計上すべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況：平成24年1月末(未措置)】

公営企業の経理の手引き(地方公営企業制度研究会編)によると、「毎年度の支払利息の額が均等して大差ない場合には、損益計算書に大きな影響を与えるものではない。その経過期間によってその年度に属する額を割り振ることをする必要はない」と記載されています。債権ごとの支払利息の額について、下水道事業においては均等して大差がないため、実際に利息の支払を行った額をその年度の費用として処理してきました。他市の状況等を調査した結果、本市と同様の経理処理をしているところが多く、当面、現状の処理を継続して参りますが、今後、発生主義に基づく未払利息の計上も検討いたします。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(5)
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (5) 借入資本金(意見)

借入資本金とは、①建設又は改良等の目的のため発行した企業債、②建設又は改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいう。この借入資本金は、民間の企業会計においては、社債又は長期借入金として固定負債に整理されるものであるが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで資本金として整理されている。地方公営企業の会計制度について検討している総務省の地方公営企業会計制度等研究会が平成21年12月に公表した報告書(案)においては、基本的な方針として借入資本金を負債に計上することとしているため、今後の会計基準の変更に留意する必要がある。

なお、平成20年度末の借入資本金は183,540百万円であり、当該変更を適用した場合には、負債が同額増加し、資本が同額減少することになる。

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

借入資本金については、法令改正に伴い平成26年度より負債に計上いたします。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(6)
回答所属	下水道部
項目	会計

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (6) みなし償却(意見)

みなし償却制度とは、地方公営企業の固定資産で、補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得価額から、充当した補助金等の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる制度である(地方公営企業法施行規則第8条第4項、第9条第3項)。

地方公営企業の会計制度について検討している総務省の地方公営企業会計制度等研究会が平成21年12月に公表した報告書(案)においては、基本的な方針としてみなし償却制度は廃止し、替わって償却資産の取得に伴い交付される補助金等については、「長期前受金(仮称)」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することが適当とされている。

市の下水道事業は法適用に際してみなし償却制度を適用していることから、仮にみなし償却制度が廃止された場合、会計処理及び会計システムの変更や、既取得資産の移行処理等が必要となることが予想されるため、今後の会計基準の変更に留意する必要がある。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

地方公営企業会計基準の見直しの適用開始となる平成26年度に向けて、既存の会計処理の変更等の準備を行ってまいります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)
回答所属	下水道部
項目	水洗化率

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2) 水洗便所改造資金貸付基金(意見)

市では昭和44年より水洗便所改造資金貸付基金制度を開始しており、これまでの貸付実績は次表のとおりで貸付総額6,693百万円、延べ31,651人に対して貸付を行ってきたが、平成20年度では貸付額20百万円、100人を切る水準までになっている。次表は貸付金のうち、既に納期限が到来したにもかかわらず未収となっているものである。平成20年度末の未収割合は0.6%で、38,857千円もの未収額が発生しており、最近5年間の未収割合が大きくなっているため、回収努力をすべきである。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

毎月、督促状を発付し、回収努力しております。また、最終納期到来分は、さらに催告を強化してまいります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	5-(4)
回答所属	下水道部
項目	下水道使用料

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (4) 下水道使用料の算定(意見)

公費負担である雨水原価が一般会計からの繰入金等で賄われていることから、結果として、汚水処理に関する原価が使用料がカバーしていることになり、収支計画の累積赤字を解消する目的でなされている市の使用料の改定に問題はないが、以下の下水道事業特有の前提条件が崩れた場合は、使用料の妥当性が問題となる。

①「雨水分70%、汚水分30%」の考え方が適切でない場合

② 雨水原価が公費で適切に賄われていない場合

その検証のためには、原価を雨水原価と汚水原価とに分類することが必要である。民間企業でいえば、事業別の損益計算の考え方に相当するものである。平成20年度から公営企業会計を導入し貸借対照表を作成していることから固定資産に関する減価償却費や共通経費の按分等を適切に行い、雨水原価と汚水原価を適切に分類することによって、雨水分70%、汚水分30%の考え方が妥当であるかどうか、雨水原価が公費で適切に賄われているかの検証をすることができると考える。

これが実現すると、①②の検証ができるばかりでなく、計画段階においても雨水原価と汚水原価の見込を作成することができ、実績との対比が可能になり、財務上の経営目標や経営分析に役立てることができる。

従って、下水道使用料の算定に当たっては、原則どおりの「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」が検証できるように、原価から積み上げた使用料設定を行い、決算において使用料の妥当性を検証することが重要になると考える。また、経営環境等の変化により使用料の改定が必要になった場合においても、使用料改定の理由を決算の実績及び今後の経営計画に基づき説明することが可能になると考えるので、雨水・汚水別の収支を継続して作成することが必要である。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

雨水原価と汚水原価を適切に分類し、使用料収入の範囲で汚水経費をまかなえていることが明確になっています。平成20年度から平成22年度の決算では、全年度において適正な黒字額を計上しております。この黒字につきましては、長期的に持続可能な経営基盤を確立するため減債基金等へ積み立て、企業債の返済に充当し、負債の軽減に努めています。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	6-(2)-①
回答所属	下水道部
項目	入札業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①最低制限価格事前公表制度の見直し(意見)

市では、入札制度改善に関する試行要領3条(7)に基づき、予定価格及び最低制限価格を事前公表している。平成21年4月以前は1千万円以上の物件を対象としていたが、4月以降は全件を最低制限価格の事前公表の対象に拡げている。

市によると、最低制限価格での落札は、対象契約の9割程度となっており、くじ引きによる落札者決定が頻発している状況とのことである。多い場合では最低制限価格での応札業者が数十社になる場合もある。

例えば、平成20年度の入札案件(予定価格1千万円以上)につき最低制限価格により落札されたものの一覧は下記のとおりである。

多くの業者が最低制限価格により応札し、くじ引きで落札者が決定されている状況は競争性が十分に確保されているとは言いがたい。平成21年度に国においては、最低制限価格の算定方法が変更され価格が引き上げられており、市においても国の算定方法を参考に引き上げを検討しているとのことである。仮に国の基準に合わせて最低制限価格を引き上げるのであれば、なおさら現在のように最低制限価格で応札する業者が頻発する状況は継続するものと考えられる。

市と同様の状況は他の自治体でも生じているところであるが、こうした自治体の中には実際の入札金額を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格(※)」制度を導入している自治体もあるところである。

同制度のメリットとしては、①実際の入札金額を指標とすることで最低制限価格が市場の実勢価格を反映したものとなる点、②最低制限価格の予測がつかないため、同価入札が減少しくじ引きによる落札決定が減少する、といった点があげられる。入札制度の透明性を確保しつつ、一定の競争性を保つことが可能な制度であり、市においてもこのような制度の導入の可否を検討するべきである。

※「変動型最低制限価格」制度とは、有効な入札の上位(金額の低い方)の一定割合までの入札金額を平均し、この平均額の例えば90%の金額をもって最低制限価格を決定するといったもので、実際の入札金額に応じて最低制限価格が変動する。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

最低制限価格事前公表制度に関しましては、引き続き、国、他の自治体の動向入札制度に注視しつつ、当面は、現行制度を継続して参りたいと考えております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	7-(2)-①
回答所属	下水道部
項目	契約業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ①随意契約を利用した管きょ築造工事の契約変更(意見)

平成20年度に締結された随意契約による請負工事(15件、当初契約総額245,607千円)は、いずれも前年度以前に締結された下水道管きょ築造工事の追加又は附帯工事であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして、当初の本体工事とは別に随意契約により発注したものである。予算措置の関係上、本体工事の変更契約として対応できない場合に、実質的な変更契約の代替として随意契約が利用されてきた経緯がある。下水道部では、以前より工事施行箇所の掘削後に判明した当初予期し得なかった事情(関係機関等との調整に想定以上の時間を要した、当初想定していた工法が周辺環境や地盤等の影響で採用できなくなった等の事情)の発生に伴い、工事内容の変更や工期の延長が頻発している。下水道部発注の下水道管きょ築造工事は、通常の土木工事とは異なり、他機関との調整に多くの時間を費やしたり、掘削後の新たな事実の発生により設計変更を余儀なくされたりすることがあることから、一定程度の契約変更は止むを得ないものと思われる。また、設計前の試掘調査を充実すれば、発注後の設計変更はある程度抑制されることもあるが、試掘調査にもコストが掛かることから、市では積極的な事前の試掘調査を採用していない。

しかし、平成20年度に随意契約により締結された下水道管きょ築造工事を含む一連の工事のうち、以下の工事については、当初の本体工事の契約内容と比較して、その工期や契約金額が著しく増加している。なお、工期の1年超の延長または増額割合30%超のものを抽出している。

当初契約金額から最終契約金額の増加割合が30%を超える契約は15件中4件あり、そのいずれもが50%を超える大幅な増額契約となっている。設計内容の変更に伴う契約金額の増加は、当初の契約の入札条件を変更させる点で入札参加者間の公平性において問題があり、場合によっては、変更前後で発注ランク(※)を超えるような事態が生じる可能性もある。また、設計変更に上限がないことにより、追加工事が繰り返して行われるおそれがある。

当初契約工期から最終契約工期が1年を超えて延長になった契約は15件中3件あり、うち2件は4年を超える大幅な工期延長となっている。いずれも工事着手後に判明した地質的要因によるものであるが、これほどの延長が生じた以上、事前の見込が甘かったと言わざるを得ない。また、工期延長が地元住民の生活に与える影響も大きい。

下水道部として、現在設計変更に係る明文規程が存在しないことから、まずは設計変更に係る指針を明文化するとともに、その遵守を徹底することが必要であり、また、大幅な工期延長が生じないための事前の取り組みを検討する必要がある。

※ 入札参加資格審査において、経営事項評価や施工実績等により申請者にAからGまでのランク付けを行い、当該ランクごとに入札参加が可能な工事をあらかじめ設定している。例えば、土木工事における制限付き一般競争入札に関し、2千万円以上5千万円未満の工事にはFランクの業者しか参加できず、5千万円以上1億2千万円未満の工事にはEランク以上の業者しか参加できない。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

引き続き、他部局の状況を参考にしながら設計変更に係る指針作成を行なっております。なお、下水道工事という特性上、設計変更にかかる指針の容易な決定は困難であり、可能な限り早期の作成に努めて参ります。また、大幅な工期延期は本来避けるべきものでありますが、さまざまな要因によって避けがたい事象も発生することもあると思われませんが、可能な限り工期延長を少なくするべく、事前調査等の精度向上等に努めているところであります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	7-(2)-②
回答所属	下水道部
項目	契約業務

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### ②随意契約の妥当性(結果)

平成20年度発注の随意契約について、長期継続契約を除く業務委託契約を抽出し、担当者への質問及び契約書類の閲覧により、契約手続及び随意契約理由の妥当性を検証した。

上記1の業務委託は、当初10社による指名競争入札により行われる予定であり、その際の条件として、上記1、2の業務が密接不可分であることから、上記1を落札した業者により上記2の業務の随意契約を行うことになっていた。

上記1の入札において、8社が辞退、1社が失格となり、入札が不調に終わったことから、本来再指名により再度入札を行うべきところ、当該委託業務を発注しなければ、耐震補強の設計及び来年度に予定している雨水ポンプの更新設計等の発注が行えず、また来年度早期発注するには工期が不足することを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札することができないとき」を適用して随意契約を行ったものである。

「東大阪市随意契約ガイドライン」では、「緊急の必要」とは、災害時において競争入札に付することによって契約の目的を達することができなくなり、経済上甚だしく不利益を被る場合であり、客観的事実に基づいて個々具体的に認定するもので濫用は許されないとあり、事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではないと規定されている。

したがって、上記1の業務委託について随意契約を行うことは適切ではなく、また、上記1の契約をもとに締結した上記2の随意契約についても、随意契約理由に乏しいものと考えられる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

当該契約において、ご指摘を踏まえ、今後の入札案件については、適正な期間、準備を行い、当該案件のような事態をさけるべく、努めてまいります。施行令167条の2第1項第5号における緊急の必要とは、本市ガイドラインにおいて、災害時が具体案となり、災害時以外にも、随意契約にいたる可能性がございます。当該案件については、随意契約理由に乏しいとのご指摘ではありますが、ご指摘内容中に記述のありました理由により、客観的な視点を踏まえ、随意契約の認定に至ったものでございます。今後につきましては、ご指摘内容を踏まえ、167条の2第1項第5号の適用とする随意契約案件については、より慎重な検討及び認定を行ってまいります。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	8-(5)
回答所属	下水道部
項目	下水処理事務委託

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (5) 大阪市に対する費用負担(意見)

大阪市に対する下水処理委託に係る分担金については、大阪市より前年度の12月頃に概算額が通知され、翌年度の5月頃に実績に基づく精算額が通知されることになる。

分担金の内容は、主に大阪市下水処理場等維持管理費、過年度発行企業債立替元金及び利息相当額、並びに当年度(概算通知段階では次年度)発行予定企業債取扱諸費(※)からなっており、維持管理費については、概算通知段階で箇所別に内訳明細が作成されているため、内容の検討や前年度実績との比較が可能な状態にある。また、過年度発行企業債立替元金及び利息相当額については、前年度の精算時に発行年度別の残高明細を入手していることから、その内容の検証が可能である。

しかし、当年度発行予定企業債を財源として施工される処理施設及び下水道管の取替・更新工事については、概算通知でその内訳が明示されず、精算時に初めて事業費明細が提示されることになる。下水処理施設等は大阪市の所有物であり、取替・更新工事の計画主体は大阪市とならざるを得ないが、東大阪市も応分の負担をしていることから、概算通知段階で計画段階の事業費明細を入手することはもちろんのこと、取替・更新工事の計画策定に参加し、計画内容の検証を行うべきと考える。

※ 発行年度は企業債元本及び利息の償還がないため、発行取扱諸費の分担金のみが計上されることになる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(措置済み)】

平成22年度以降、東大阪市の予算確定前(11月中旬)に大阪市と計画内容の詳細について、協議しております。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(1)
回答所属	経営企画室
項目	上下水道局の統合にかかる意見

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (1) 水道事業及び下水道事業の同一庁舎への集約(意見)

平成6年度に、総合庁舎が計画された際、水道局及び建設局下水道部は総合庁舎に移転する予定であった。

平成12年度に、水道局の総合庁舎への移転計画は中止されて平成15年度の総合庁舎完成時には建設局下水道部のみが入庁することとなった。

平成17年度に、水道局と建設局下水道部が統合して上下水道局が発足すると、新たに総工費23億8,240万円を投入して上下水道局統合庁舎を建設し上下水道局をこの新統合庁舎に一本に集約させるという、「東大阪市上下水道局統合庁舎基本構想」(平成18年1月)が掲げられた。

平成18年7月に、「市民参加による見直し」の行政方針を掲げ、その一環として上下水道局統合庁舎整備計画が見直しの対象となった。上下水道局統合庁舎整備計画の概要を市政だよりに掲載し、市民から直接意見を募集し、またあわせて市民アンケートを実施した。

その結果、市民アンケートの回答者の61%が、また市政だよりによる意見募集では回答者の94%が新統合庁舎の建設の見直しを要望したため、新統合庁舎の建設は見送られ、現状の市役所庁舎を活用することで決定し、買取交渉中であった新統合庁舎の建設用地も平成19年2月には民間に売却され、「東大阪市上下水道局統合庁舎基本構想」は完全に撤回されることとなった。平成19年、現市長は「上下水道庁舎の再検討」を選挙公約の1つとして掲げ、また、公約に基づき市政マニフェストにおいても以下の記載がある。この「上下水道統合庁舎の再検討」の状況を確認するため、質問を行い、上下水道業務統合推進委員会の開催状況に関する資料を閲覧した。

その結果、上下水道業務統合推進委員会は平成19年6月に最後の第6回が開催されてからは一度も会議形式では開催されておらず、上下水道統合庁舎の検討状況については、平成21年3月に第7回が、会議形式ではなく文書起案による関係者閲覧の形で、『「上下水道庁舎の方向性の決定」は今後継続検討』を確認したのみであって、上下水道統合庁舎の再検討に関する計画の具体性及び実現可能性の検討は現時点では行われていないことがわかった。

この上下水道局統合庁舎に関する問題について、上下水道局は平成20年度の「東大阪市政政策実績年報報告書の概要」に次のように記述している。このように、上下水道局の業務統合の効果を発揮するうえで、この庁舎問題が最大の課題となっていることは上下水道局自身も認めているところであるが、上下水道業務統合推進委員会が2年以上もの間会議形式で開催されておらず、上下水道局統合庁舎の再検討も実質的に行われていない現状では有効な解決策を望むことはできないと判断される。上下水道業務統合推進委員会を実効性のある形で運営し、新統合庁舎の再検討のみならず総合庁舎内への移転といった様々な選択肢も含めて、上下水道の統合が円滑に進むよう、議論を深めるべきである。

一方で、府水料金の値下げをはじめとした大阪府の水道事業改革によれば、大阪府下の市町村による企業団方式の構想もあることから、こうした動向に沿った検討が必要になることも課題の一つといえる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

上下水道事業の同一庁舎への集約については、方向性を決定すべく、上下水道局内の関係部局による再検討に着手し、公共マネジメントの視点も加え検討しているところです。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(2)
回答所属	経営企画室
項目	上下水道局の統合にかかる意見

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (2)法の適用形態の統一(意見)

地方公営企業法(以下「法」という。)の適用形態には、法第2条第3項に従い、法を全面的に適用する「全部適用」と、法のうち一部分のみを適用する「一部適用」の2種類が存在する。市の上下水道局は、水道事業が統合前から法を「全部適用」しているのに対して、下水道事業は統合後に法を「一部適用」している。法は、第1章:総則及び第5章:一部事務組合及び広域連合に関する特例といった総則部分のほか、第2章:組織、第3章:財務及び第6章:雑則(以下「財務規程等」という。)、第4章:職員の身分取扱の大きく3つに分けることができる。

このうち、市の下水道事業では、条例によって財務規程等についてのみ法を一部適用している。これを整理すると下表のとおりとなる。法の財務規程等を適用する目的のひとつとして、企業経営の感覚を導入することによって経営の効率化を図るといふ狙いがある。法の財務規程等の定めを適用することによって複式簿記に基づいた企業会計が行われ、企業体としての経営努力が期待されることとなる。しかし、下水道事業では財務規程等以外の部分については法を適用していないため、組織及び職員の身分取扱については水道事業と異なる部分が生じてくる。

組織については、法を適用した場合においては業務の執行のために「管理者」をおく必要がある(地方公営企業法第7条)のに対し、法を適用していない場合には地方公共団体の長が事務を管理しこれを執行する(地方自治法第148条)。

職員の身分については、法を適用した場合において職員は「企業職員」(地方公営企業法第15条)であって地方公務員法の一部適用除外となる(地方公営企業法第39条)のに対し、法を適用していない場合には職員の身分は「一般職に属するすべての地方公務員(以下「職員」という。)」(地方公務員法第4条)であるため、地方公務員法が適用される。

市の上下水道局は、水道事業が「全部適用」であり下水道事業が「一部適用」であるが、法の適用形態の相違が市の上下水道局の円滑な組織統合の障壁のひとつとして挙げられるのではないかと考えられる。

市民サービスを第一義に捉え、より良い市政を実現するためにも、法の適用形態の統合について検討する必要があるものと考えられる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

法の適用形態の統一については、H23年7月より上下水道業務統合推進委員会を再開するとともに、下水道事業の地方公営企業法の全部適用を踏まえ具体的な業務統合案の作成等を行うべく業務統合プロジェクトチームを立ち上げ、下水道事業における全部適用への効率的な移行に向けて、検討しているところです。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(3)
回答所属	経営企画室
項目	上下水道局の統合にかかる意見

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (3) 組織形態の更なる統合(意見)

上下水道の統合によって得られる効果として、業務効率の向上があげられる。企画や総務(人事・経理・庶務など)をひとつにまとめることで経営効率の向上が期待できるとともに、たとえば窓口などを一本化することにより、水道と下水道で別々に足を運ばなければならないところをひとつの場所で一度に終わらせるといった、市民サービスの向上も期待される。さらに、本部機能を集約することで危機管理体制を強化するという目的もある。

これを市の組織図で検証すると、上下水道局で統一的に存在している組織は、統合時に新設された経営企画室のみである。総務課は水道事業及び下水道事業でそれぞれ分かれており、市民窓口については、総合庁舎7階にあった上下水道局中連絡所が平成21年度に入ってから下水道部フロアである13階に移転するなど、若干の組織統合は進んでいるものの、事務処理について水道事業は水道総務部収納対策課、お客様サービス課等が、下水道事業においては下水道部業務課がそれぞれ別個に行っている状態となっているなど、組織統合はなお限定的なものにとどまっているのが現状である。このように、東大阪市の上下水道局は経営企画室が新たに発足したことを除くと、水道事業と下水道事業で組織も庁舎も別となっており統合の効果が発揮されていない状態にあると考えられ、市の上下水道局が有効な統合効果を発揮するうえでは、間接部門や営業サービス部門などの類似業務を統合する必要があるのではないかと考えられる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

組織形態の更なる統合については、H23年7月より上下水道業務統合推進委員会を再開するとともに、具体的な業務統合案の作成等を行うべく業務統合プロジェクトチームを立ち上げ、上下水道の効率的な統合が円滑に進むよう検討しているところです。

## 包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(4)
回答所属	経営企画室
項目	上下水道局の統合にかかる意見

### ・包括外部監査による結果及び意見

#### (4) 組織統合に関するまとめ(意見)

以上のように、市の上下水道は、組織統合による統合効果がほとんど認められない状態となっている。(1)から(3)で述べたように同一庁舎への集約、法適用形態の統一、組織形態の更なる統合を実現することによって、統合の目的である「窓口サービスの向上」「経営効率の向上」「危機管理体制の向上」を達成することが望ましいと考えられる。

### ・措置状況内容

#### 【措置状況:平成24年1月末(一部措置済み)】

①上下水道業務の統合について、②下水道事業への地方公営企業法全部適用について、③上下水道庁舎について、という三つの課題は、相互に関係性を持つことから、上下水道業務統合推進委員会及び業務統合プロジェクトチーム等にて総合的な取り組みを進めるべく検討しているところです。

